



日本記者クラブ研究会「憲法」

「護憲的改憲論」の根拠

2006年3月10日

大沼保昭

東京大学大学院教授

page 2

護憲的改憲論
第9条の二面性

page 3

「立憲主義」だけでいいのか？

page 4

集団安全保障と集団的自衛権

page 5

「武力行使」の概念
広い意味での憲法

page 6

「文際的」な世界

page 7

法律至上主義の問題性

pages 7-11

質疑応答

社団法人日本記者クラブ

私事で恐縮ですが、私は現在60歳で、ということは、日本国憲法と私の人生がほぼ重なっております。私が生まれた1946年の11月3日に現憲法がつけられ、47年の5月3日に施行されたわけです。

私を含めて多くの日本国民は、かつては改憲ということはほとんど考えていなかった。しかし、今日では改憲問題は具体的な政治的な争点として我々の目の前にあります。これは一体何が変わってきたのか、変わった中で我々はどのようなスタンスをとるべきなのか。こういうことをかいつまんでお話ししたいと思います。

護憲的改憲論

まず、私の主張する「護憲的改憲論」とは何か。これをごく簡単に、エッセンスだけお話しいたします。

私の基本的な立場は、現憲法は大変すぐれた憲法であるというものです。いわゆる改憲派の人たちは、現憲法は大変欠陥の多い、戦後日本の「平和ぼけ」に責任のある、どうしようもない代物だといっています。私はまったくそう思いません。現憲法こそ、戦後の発展を支え、平和を支えてきた、重要な国家の基本法である。そういうものとして、我々はそれを高く評価しなければならない。そう考えております。

現憲法は第二次大戦の直後につくられました。当時、日本は世界のいわば「ならず者」、最大の侵略国の一つとして国際社会から断罪されていた、そういう時期です。徹底した平和主義に立脚する現憲法を受け入れることが、国際社会に復帰する条件であったわけです。

また、現憲法のおかげで、日本は軍事費を減らして、民生に力を注いで今日の経済的な繁栄を達成することができた。米国からの度重なる圧力にも抗して、軽軍備、経済発展という路線を貫くことができた。さらに現憲法があったおかげで、我々は「死の商人」という汚名を着ることなく経済的繁栄を享有できたわけです。

そういう意味で、現憲法こそが、戦後日本の数少ない、我々が世界に誇り得る道義的な拠点を我々に与え続けてきてくれたものです。そう私は考えております。

しかし他方において、そういう意義ある憲法を維

持するうえで、戦後の日本は巨大な自己欺瞞を内にはらんでいた。これまた否定できない。

これまでもしばしば書いていることですが、憲法第9条は、日本が厳しい国際社会で主権国家として生きていくにはあまりにも立派なもの、立派すぎるものです。

9条の理念は正しい。すべての国はそうあるべきだ。しかし、9条を厳格に守ってPKOも出せないようではかえって国際の平和に日本は寄与することもできない。日本自身の安全も、9条の理念で守ることは困難だ。

このディレンマを解くのに、日本国民は無数の自己欺瞞を重ねてこざるを得ませんでした。たとえば、メディアの人々、知識人の人々は、日米の間に密約があり、日本に核兵器が持ち込まれているということはほとんどわかっていた。わかっていたけれども、それを大っぴらに書き立てることもなく、正面から論じることもなく、それをのみ込んでこれまで生きてきたわけです。

第9条の二面性

このように、私たちがこれまで維持してきた1946年生まれの憲法は、我々の道義性の拠点であると同時に、戦後日本の偽善のあらわれという、二面性を持つものでした。そうであるだけに、現憲法は激しい論争のテーマであり続けたわけです。

私は現憲法とはいわば「同い年」になるわけですが、還暦も迎えてかなり疲れた、世の中の動きについていけないという部分があります。人間、生まれて60年もたてば、体のいろんなところにガタが出てくる。憲法にも、制定以来60年を迎えて、いろんなガタが出ているのではないかと。

これは人間の社会の制度として、当然のことでしょう。それを認めないということは、憲法だけが社会の変化、発展とは別の存在であるという、かなり無理な主張といわざるを得ないのではないかと。

もっとも、憲法は社会のさまざまな制度の中でやや例外的な存在です。どういう意味で例外かという、社会の諸制度の中で、憲法は非常に長生きするようにつくられている。憲法は普通の法律と違って、国の根本を定める法ですから、そう簡単にならな

もらっては困る。どこの国の憲法であっても、普通の法律より改正しにくい。そういう特徴を持って憲法はつくられている。

ですから、憲法の規定をごらんになればおわかりのように、憲法には一般に抽象的な条文が並んでおります。具体的な規定、細かい規定は、憲法よりはるかに生命が短い法律や政令に任せて、憲法はあくまでも基本原理を定める。それがゆえに長生きする。憲法はそういうつくられ方をしているわけです。

とはいえ、仮に憲法がそういうものであったとしても、それがまったく不変のまま50年、100年、200年と存在し続けるものではあり得ない。その変え方が、根本的か微調整か、どういう変え方をするかという違いこそあれ、憲法だって現実の変化に応じていつかの時点では変えなければならない。それは人間がつくった制度である以上、当然のことです。

私は、1980年代頃までは護憲論の立場に立っておりました。そのころから、日本国憲法はどこかの時点では変えなければならないのではないか、護憲的な立場に立つ者としてもそれを明らかにしておかなければならない、と考えるようになりました。

なぜそう考えるようになったのか？それは、日本が国際社会の中で生きていくうえでさまざまな無理が重なってきているのではないかと。そういう問題を、私が国際法学者として感じだしたのが、80年代であったわけです。

ではどういうふうに変えていくのが一番望ましいのだろうか。戦前復帰的な改憲論ではダメだ。護憲の精神に立脚した改憲論でなければならない。こうして、1993年に『『平和憲法と』集団安全保障』という、その後「護憲的改憲論」の骨格となる論文を『国際法外交雑誌』という専門誌に発表しました。その後、衆院や参院の憲法調査会でそうした趣旨の意見陳述を行い、2004年には「護憲的改憲論」という論文を『ジュリスト』2004年1月1 - 15日号に発表しております。

「立憲主義」だけでいいのか？

この護憲的改憲論を説明するうえで、私が最初に申し上げたいのは、憲法には大きく分けて2つの見

方があるということです。おそらく、次回に報告される長谷部さんなどは、私の言う「狭い意味での憲法」のお話をなさるのではないかと思います。「狭い意味での憲法」とは、近代的な意味での憲法です。

この考え方によると、憲法とは国家権利を縛る道具です。国家は個人のために存在しているが、同時に国家は強大な権力を持ち、何かで縛っておかないととかく個人の権利、人権を破るものである。それを防いで個人の人権を守る、そういう立憲主義の柱として憲法がある。そうした見方です。

これはもちろん非常に重要な見方です。今日我々が生きているのは、近現代の社会であるわけですから、何よりも憲法は狭い意味での、立憲主義的な憲法でなければならない。それはそのとおりです。

しかし問題は、「それだけでいいの？」ということです。私は、近代という時代は、歴史的な継続性、つながりというものを軽視してきた時代ではないか、と思います。

前近代の時代には、世界のどの文明圏であっても、長い伝統というものを尊重して、伝統の中に人間の生活、生の営みが行われてきた。人々は過去によって拘束され、それを自明視して生きてきたわけです。ところが、近代はそのきずなを断ち切って、現在という時代を至上価値化した。伝統は否定さるべきものとして性格付けられることになった。

近代という時代は、このような歴史的な継続性を断ち切って、現世代の幸福の最大化をはかってきた。その結果として、我々は将来の世代を危うくするような文明を持つに至っているわけです。

こういう長期的な歴史の観点からみますと、憲法には立憲主義だけでは捉え切れない、もう一つの意味があるのではないかと。それは広い意味の憲法、国のかたちをつくるものです。その場合の国のかたちというのは、たんに現世代にとっての国ではない。前世代から引き継ぎ、次の世代に受け継いでいく国、というものです。

我々、国民というものも、単に同じ時代を共有する国民というだけの存在ではない。歴史的に規定され、過去から将来へ、世代を超えた、超世代的な流れの中の一存在としての国民でもある。ですから、我々が憲法を改正するという場合には、この日本と

いう国の歴史の中で、過去の国民を我々が引き継いで、未来の国民というものを意識して憲法のあり方を定めていく。これは広い意味での憲法でありまして、近代主義的な、立憲主義的な性格規定にとどまらない憲法です。

私は、憲法改正論議をするうえで、狭い意味での、近代主義的な意味での憲法と、近代という時代を相対化した、歴史の流れの中での、広い意味での憲法というものの双方を見据えた、そういう視点が必要である、と考えております。

集団安全保障と集団的自衛権

その点は最後にもう一度立ち返ることにいたしまして、次に、私の専門分野である国際法の観点から、憲法9条の問題に関連して、いまお話しした歴史的な視点と、さらに国際的な視点を踏まえて、少し具体的なお話をさせていただきます。論点は2つありまして、1つは自衛権であり、1つは集団安全保障です。

憲法と国際法、ないし国際社会における日本のあり方という点に関して、これまでの議論にはかなり混乱がありました。憲法学者の間にも混乱が残っています。たとえば、憲法と国際法はどちらが上位であるかというような単純な議論をする学者がかなりいます。

これは、答えられない問いを問題として設定しているわけです。国内法としての憲法の観点からいえば、条約に代表される国際法は、基本的には憲法よりも下位にあって法律よりも上位にある。したがって、憲法の方が優位する。これは当然です。

しかしながら、国際社会における日本という観点から見た場合は、仮に違憲の条約であったとしても、日本が他国と結んだ合意は守らなければならない。これを遵守しなければ日本は国際法上、違法行為を犯すことになる。それは日本であれ、米国であれ、中国であれ、どこでも同じことです。

ですから、日本の結んだ条約が違憲であるという理由でその条約の執行を拒むということは国際法上許されない。国内法の視点からみた場合には条約が憲法の下位にあったとしても、日本という国家として、対外的には憲法に違反する取り決めも守らなけ

ればならない。これが国際社会における日本の立場です。

日本を含む世界中の国のほとんどが加盟している正統性が高い条約があるとします。その条約はジェノサイド（大量殺害）を禁止しており、ある国がジェノサイドを犯した場合には、他の条約当事国は軍事的手段をもってそのジェノサイドの鎮圧しなければならない、というふうに定めていたとします。

仮に日本国憲法が自衛隊の海外派兵を禁じているとしたら、この条約に従って日本が自衛隊を派兵してジェノサイドを鎮圧することは、国内法上は違憲の行為であって許されない。しかし、国際社会における日本という観点から見れば、日本が、ジェノサイドを禁止して違反国への軍事的な貢献を求める条約に加入していながら、その条約の義務を履行しないことは、条約違反であって国際法上許されない、ということになります。

このように、仮に日本の憲法に違反する行為であったとしても、一国の価値を上回る国際社会の公共的な価値があるならば、日本としてはそれに協力しなければならない。これは充分あり得ることです。

集団安全保障というものは、まさにそういう国際公共的な価値を指向するものとして、国連の安全保障理事会の決定のもとに加盟国に国際平和のための協力を求める、という制度です。日本は、国連加盟国として集団安全保障体制のもとで国際の平和と安全の維持に協力する国際法上の義務を負っているわけです。

これとやや異なるのは集団的自衛権の問題です。集団的自衛権は、国連憲章の集団安全保障のもとであくまで例外的な位置づけを与えられております。したがって、集団的自衛権を行使するかしないかは、その国の自由であって、その国が自由に決めることです。日本が個別的自衛権は行使するけれども集団的自衛権を行使しないという政策をとることは、国際法上まったく問題ないことです。それはあくまで政策的な選択の問題です。

この点について詳しくは、私の論文を読んでいただくか、あるいは私が昨年、『国際法』という国際法の教科書を東信堂という小さな出版社から出したので、その第11章の武力行使と安全保障に関

する章を読んでいただければ、そこで十分展開しております。私は基本的には、集団的自衛権についてはきわめて抑制的な形でこれを認めるという考え方に傾いています。ただ、この問題は、憲法改正が行われるかという点にもかかっています。

私は、現在の小泉政権なり小泉政権の後継政権のもとで、仮に民主党の一部と自民党が合体して憲法改正を行うというような場合には、集団的自衛権を正面から認めることには反対に傾きます。現政権や次の政権では憲法改正はすべきではない、というのが私の意見です。

私は改憲論ですけれども、長期的観点からの改憲論ですから、そういう長期的な見通しのもとで極めて制約的な条文のもとに集団的自衛権を認めるべきであろう、というふうに考えております。

「武力行使」の概念

最後に、具体的な論点の中で、1つ申しておきたいことは、武力行使という概念についてです。この武力行使ということばは、実によく皆さんジャーナリズムの方もお使いになりますし、国会の論議でもよく議論される概念です。ただ、私のような国際法学者からしますと、非常に奇異な形の使われ方がなされている。国内的な観点が過度に優越して、内閣法制局のこれまでの長い解釈が、誤った武力行使概念の用法を日本社会に定着させてしまった、と考えております。

それはどういうことか。国際社会を見渡してみますと、武力行使といった場合には、明らかに性格の違う2つの武力行使が考えられます。

1つは個別国家が自己の利益を追求するために、国益追求の手段として行う武力行使です。もう一つは、国際社会の公共利益を体現する国連なり国連の授權を受けた複数の国家が、国際社会の価値、利益の実現のために行う武力行使です。この2つの武力行使は、法的にみますと完全に性格が異なっています。

ホームで2人の男が取っ組み合いのけんかをしている場面を想像してみてください。2人ともジャンパーを着て、1人は非常にやくざっぽい顔をして、もう一人は何か結構いい顔している。そのうちそのや

くざっぽい男が、いい顔の男を組み伏せてしまった。やくざが善良な市民をいじめていると思って、そのやくざっぽい男に飛びかかろうと思ったら、その人が実は私服警官であって、警察手帳をみせられた。

私がここでいいたいことは、主権国家同士の争いというのは、私服同士の争いであって、現象だけを見てみると、それはけんかです。警察手帳を見せてもらわないとどっちが公権力の担い手であって、公共的な力の行使なのかかわからない、ということです。一口に武力行使と、現象的には同じような概念であっても、法的には公権力の行使として行っている武力行使なのか、それともやくざの暴力なのか。このふたつは明らかに違うわけです。

ところが日本では、自衛隊の海外派遣についてのあらゆる議論が、武力行使というと一緒にたにされてしまう。国連が主体となって行使する武力行使も、日米安保体制のもとに日本と米軍が共同で行う武力行使も、日本が単独で行う武力行使も、全部同じ武力行使にひっくるめられてしまう。それは国際法上の観点からいえば明らかにおかしい。法的には区別すべき概念です。

広い意味での憲法

以上、ごく簡単に私の専門分野である国際法と憲法、国際社会における日本が主体となる武力行使の問題についてお話をいたしましたので、あとの残る時間は、護憲的改憲論について、21世紀の国際社会における日本のあり方に関連づけて、先ほど私がお話した、広い意味での憲法という観点から、もう少し詳しくお話ししたいと思います。

この論点を考えるには、大きな俯瞰図を描いてみなければならない。私などには本来手に余る作業ですけれども、皆さんの頭の体操として、そういう少し大きな話をさせていただければ、と存じます。

そもそも20世紀とは一体どういう時代であったのか。21世紀というのはどういう時代になるのだろうか。あるいはどういう時代として日本は21世紀にかかわっていくべきなのだろうか。そういう問題です。

単純化していいますと、20世紀は、19世紀から進行していたヨーロッパの地球大的な覇権を米国が

引き継いで、欧州プラス米国の世界大的な覇権のもとに世界を一様化した時代であった。このように総括することができると思います。

私は、さまざまな地域文明の比較史を少しずつやってきました。18世紀以前の世界をみていただきますと、ヨーロッパ大陸にはヨーロッパ中心の一つの文明圏があり、東アジアには中国中心の一つの文明圏があり、中央アジア、南アジア、西アジアにはイスラム中心の文明圏というものが存在していました。

19世紀を通じてヨーロッパ中心の文明圏が他のライバルの文明圏を圧倒して、19世紀末から20世紀初頭にかけてヨーロッパの植民地体制が、地球的な規模で確立しました。そこでは、ヨーロッパ中心の文化、文明が世界を覆いました。

私は、今日このように背広を着て、ネクタイをつけて、コーヒーを目の前にして皆さんの前に臨んでいます。羽織袴でお茶を飲んでいるわけではない。それは私たちが、20世紀の文明のスタイルで暮らしており、それが、ヨーロッパとアメリカ中心の文明であることのあらわれです。

そうした文明は、21世紀にどのように変わっていくのだろうか。変えていくべきなのだろうか、あるいは維持すべきなのだろうか。この問いが、今後の日本のあり方を考えるうえでは当然問われなければならないだろうと思います。

日本は、経済不況が15年も続いた今日でもなお、世界第2の経済大国です。その地位は中国にはすでに脅かされておりますし、中国がとってかわるのは時間の問題です。それでも極めて巨大な、国際的な影響力を持つ国家です。その国がどうかたちで国際社会にかかわるかということは、国際秩序を考えるうえでたいへん重要な要素です。

「文際的」な世界

私は、21世紀は多文明の共存の時代、そして多様な文明をできるだけ平和共存のもとに統合できるような、そういう時代にすべきだ、と考えています。私の言葉でいいますと、「文際的な(trans-civilisational)世界」です。「トランスナショナル(民際的、越境的)」という言葉がありますけれども、

私はそれにならって、トランスシビリゼーションという言葉を作ってみました。

皆さんも目の前にみられるように、中国、インドなどの国々の経済発展がもたらすだろうさまざまなインパクトを考える必要がある。他方では、米国の力もそう簡単には衰えないだろう。ヨーロッパもEUを中心として依然として力を保持し続けるだろう。そういった中では、必然的に世界が多極的かつ文明的な世界とならざるを得ないのではないか。その多文明的な、文際的な世界で、日本はみずからをどのように位置づけるべきなのか。

私はここで日本が20世紀を通じて、非欧米世界の近代化の中で、孤独な先頭走者であったということをかみしめる必要があると思います。日本こそ、日露戦争でロシアに勝って非欧米諸国の気持ちを奮い立たせた。他方、日本こそ、その後侵略戦争で中国や東南アジア諸国を苦しめ、韓国、台湾を植民地化した。

先ほど私は現憲法が非常にすぐれた、積極的な意義と、偽善の塊のような否定的な面の二面性を持っていると申しあげましたが、日本自身そういう二面的な歴史を生きてきたわけです。この経験は貴重であって、そういう立場から日本が世界に貢献できるだろう、と考えています。

そうした観点から歴史を考える場合に、私は日本国憲法を、広い意味での憲法、歴史的存在としての憲法として考える必要がある、ということを強く申しあげたい。そのことは、憲法を考えるうえで、日本が持っていた文化的な意義を取り込まなければならないということです。

このように申しますと、皆さんの中には、危ないんじゃないか、自民党の中によくある復古主義的な議論だな、と身構える方がおられるかもしれませんが。しかし、私が申しあげたいのは、自分の主張に都合のいい歴史のつまみ食いではなく、もっと日本の歴史を相対化した文明の流れの中に位置づけた、そういう歴史性を持った日本の憲法というものを考えなければならない、ということです。

それはどういうことか。一つには、私は、具体的な憲法規定のあり方としては、日本の伝統的文化を重視すべきであり、社会や集団に対する個人の責務

も、憲法を考えるうえでは少なくとも十分議論すべき問題だろうと思います。非常に抽象的な形でも、憲法に日本の伝統的文化をうたうべきではないかと思っています。

法律至上主義の問題性

20世紀は、ヨーロッパに発達して近代主義的な米国に花開いた法至上主義の文化が全世界を覆った時代でした。「法の支配」は人権尊重、弱者保護を支えるすばらしい理念、制度ですが、他方、リーガリズム(法中心主義、法至上主義)が持っている限界、問題性を、考える必要もある。

ついこの間、デンマークのムハンマドの風刺漫画の問題がありました。それに対するヨーロッパ諸国の一つの典型的な反応は、表現の自由が何よりも重要である、どんな偉大な宗教の思想であれ、神であれ、風刺は許されるべきだということでした。ジャーナリストの皆さんは、その意見に同意する方が多いだろうと思います。しかし私は、あの議論の中に表現の自由を憲法上の理念として掲げることによる法至上主義的な問題性というものも感じております。

つまり、神というものは、我々の近代主義的な憲法よりもはるかに長い人間の歴史を持っているわけです。その問題を法至上主義的な観点からだけアプローチするというのは、典型的な20世紀のリーガリズム文化のあらわれという面を持っている。そう私は考えます。このように、憲法を考えるには長期の歴史的観点に立って文化の問題を取り入れなければならない。

もう一つ。私は、護憲的改憲論の核は平和主義だと考えています。日本は先ほど申しあげたように、日露戦争で、アジアの諸民族、あるいは全世界の「有色人種」に対して希望を与えながら、その期待を裏切った。軍国主義に走ってアジア諸国を侵略した。戦後の日本は、その最大の反省に立って国づくりをやり、その結果誇るべき平和国家という今日の地位を勝ち得た。その精神はどんなことがあっても、21世紀へのメッセージにしなければならない。

今日の中国にせよ、インドにせよ、日本よりもはるかに軍国主義的な国家です。こういう軍国主義的な文化をもつ国家が超大国の一員として米国やヨ

ーロッパと対峙する世界は極めて危険な世界です。日本は、自らが犯してきた誤りを自覚的に受けとめて、平和の貴さを絶えず発信しながら憲法改正をしなければならない。そう思います。

私は戦争責任の問題を30年以上研究し、また実践活動に従事してまいりました。その経験をふまえて、憲法改正の問題は、必ず日本が犯した戦争に対する責任の問題とセットにして考えなければならないと信じています。

私がこれまで護憲的改憲論を主張して、護憲派と改憲派の双方を批判してきた最も重大な点は、一方で改憲派は過去の侵略戦争を正当化しようとする傾向が強い。他方で護憲派は憲法9条絶対平和主義的に解釈することによって戦争責任を代弁させようとしている。そのいずれも問題ではないか、ということです。

我々は過去の戦争の責任を正面から受けとめる必要がある。しかし、それを憲法9条に負わせるべきではない。憲法9条は国際社会のシビアな現実の中で、日本がPKOや人道的危機への派兵など、軍事面でも世界のさまざまな悪に対して対応できるように変えていかなければならないのではないかと。そしてそのことは、真摯な日本の戦争責任の受けとめとセットにならなければならないのではないかと。私が最後に申しあげたいことはそういうことです。

ご静聴ありがとうございました。

質疑応答

司会(山田孝男企画委員) いまのお話の中で、私は改憲論者であるけれども、現政権及び直近の政権では変えない方がいいんだ、というふうにおっしゃいました。現政権及び直近の政権で変えない方がいい理由は何か。裏腹の問題ですけど、ではどういう条件が整えば改憲に踏み切るべきなのか。この点をまずお伺いしたいと思います。

改憲の条件

大沼 いまの点は、私が最後に申しあげた点と密接に絡んでおります。皆さんご存じのように、小泉総理は靖国参拝をずっとやっております、自分が総

理である以上、これをやめることはない、A級戦犯がそこに祀られているということは大きな問題ではない、これは信条の問題である、ということをお願いして参拝をしているわけです。ここには明らかに日本が犯した侵略戦争とそれに対する責任というものに対する小泉総理の、非常に残念ですが、鈍い感度がある、と私は思います。

小泉政権の後の候補者のかなりの部分が、小泉総理のそういう姿勢と共通している。そうでない人が後継総理になった場合には、私は若干の考えを変える要因があるかとも思いますが。

ただ、例えば安倍官房長官の人気というものは、この数年間ぐらい日本国民全体が感じているフラストレーション、韓国と中国に対して一体いつまで謝り続けなければならないのだ、そういうフラストレーションを強く反映している。日本の国民のそういうフラストレーションを解きほぐしていくには時間がかかるかもしれない。

ですから、政権が仮に福田さんなり谷垣さんなりに行ったとしても、戦争責任の問題について、それだけ大きな展開が日本の国民の世論の中でできるだろうか。私は必ずしも楽観的ではない。そういう意味では、現政権と直近の政権での憲法改正というのは、私が知っている「戦争責任を正面から認めたいという改憲」という点で、条件が整わないのではないかなと思うわけです。

見市元(朝日新聞出身) 憲法9条に戦争責任というものを負わせるべきではないというご指摘だったと思うんですけど、護憲論者は、先生がおっしゃるように、憲法9条で戦後の平和主義というものを象徴してきた、それを変えることは、おかしい、変なメッセージを対外的に与えることになるだろうと心配をするわけです。しからば戦争責任を十分果たしたうえで憲法改正せよとおっしゃる場合、その戦後責任の果たし方というのは何によって担保されるのか。憲法以外で担保できる手段というものがあり得るのかどうか。

「けじめ」と平和主義

大沼 私もその点は非常に難しい問題だろうという

ことは認めます。これもずっといい続けてきたことですけれども、戦争責任の問題というのは、いわゆる「けじめがつく」問題ではないということです。よく新聞などでは、「けじめ」という言葉が出ますけれども、私はあの「けじめ」というのはあまり好きな言葉ではない。こちらがけじめをつけたと思っても、やられた側は、いや、ついていないと思う。それは必ずあるわけです。

私はそういう意味で、ある一つのことで憲法9条が実際に果たしてきた機能に代替できるものはないだろうと思います。ただ、幾つかの方策を積み重ねることによって、私は「いや、けじめがついてないではないか。憲法改正したら日本がまた軍国主義化に向かうではないか」という議論を少なくとも低減させるということは可能だろうと思います。

一つは、先ほどからずっとしておりますように、憲法改正にあたっては、私は日本の文化的な伝統を重視してそれにかわる条文を、例えば前文に取り込むと同時に、他方では国際協調主義的な平和主義をしっかりと前文に掲げることが大事だと思います。前文に書き込むことは、政治的リアリズムの観点から難しいかとも思いますが、我々がかつて過ちを犯したということの認識に立った憲法改正なのだという趣旨の文を憲法の前文に、「平和主義」の一環として書き込むことが望ましい。

第二に、私は、国家の指導者は、少なくとも現在のようにA級戦犯が祀られている状態では靖国に行くべきではないと思います。それを政策決定としてやるということは非常に重要なことだと思っています。

もう一つ。これも政治的リアリズムの観点からどの程度の現実性があるか、十分自信があるわけではありませんけれども、憲法改正を発議する国会において、何らかの国会決議というものがあっていいのではないかと。自分たちがいかなる精神のもとにこの憲法改正を行うのかという決議を、できるだけ格調高い言葉で、日本の歴史を踏まえて採決する。その中には、憲法に書き込まないとしても、村山談話に示されている程度の歴史認識は、表明されていい。

あとは日本国民のフラストレーションを解消するような広報活動を、政府が積極的に行うべきですね。

文部省は、ご承知のように近隣国条項というものをつくって、それなりに教科書検定に反映させようとしてきたわけですが、そのことが他方において、現在の非常に大きなフラストレーションを招いているということもあって、これが難しいことは間違いのない。けれども、少なくとも現政権のような、全く説明責任を果たさない形での問題の放置ということではない、積極的な方策というものが有り得るだろうと思っています。

司会 ことしの『論座』の2月号でしたでしょうか。読売新聞の渡辺主筆と朝日の若宮論説主幹の対談が大変話題になりました。この中で渡辺主筆が、いま、読売がずっと戦争責任シリーズを連載しておられますけれども、8月には読売として、戦争責任について明快な見解を出すんだというくだりがありまして、私も大変感心しましたが、これは長く戦争責任と取り組んでこられた大沼先生からごらんになると、ようやくジャーナリズムの覚醒であり、すばらしい歓迎すべきことである、というふうにごらんになっているのか。そんなこといったって簡単じゃないよ、というふうにごらんになっているのか。

大沼 私は、この数年間の読売のスタンスに率直に言ってかなり失望していました。かつては読売、朝日、毎日の3紙に随分書かせていただいていたんですが、この数年ぐらいいは読売とはほとんど縁がなく、朝日、毎日には書かせていただくけれども、読売からはお呼びがない(笑)。こういう時代になっていました。そうであっただけに、この戦争責任の問題を1年間かけて取りあげる姿には感銘をうけました。もちろん拝読して、自分の意見と違う点があります。しかし、それでもあれだけの紙面を割いて、あれだけのエネルギーを使って、戦争責任を検証するということは、すばらしいことだと私は大変評価しています。

毎日や朝日も、読売ほどでないにせよ、このところ東京裁判や戦犯の問題をずい分扱っています。新聞だけでなく、影響力のある映像メディアも、本格的な戦争責任の検証をやっていただきたい、と思っています。

質問 先ほどから21世紀という問題をお話しておられるけれども、私は軍隊という概念が21世紀に変わってくるんじゃないか、と感じているわけです。いまのような状態では、9条を変えようというのが一つの大きな流れですね。大沼さんのいわれたようなこともわからんことはない感じはするんだけど、それをいっていると、大きな波に流されてしまう可能性もあるんじゃないか。

もう一つは、9条を変えようとしている力の中には、いわゆる戦争責任の問題ということも非常にあいまいな形で流してしまうところと一緒の声になって出ている。何日か前の某大新聞が世論調査をしたら、65%が改憲賛成。私はあれを見て、やっぱり日本は変になっているなという感じがしたわけです。そういう波に、先生の護憲的改憲論が流されるんじゃないかという可能性を感じます。

そういうことを感じながら、見解をお聞きしたいんだけど、憲法改正というのは一般論としていつやってもいいわけですよ。不磨の大典じゃないんだから。そういう気持ちも半分にある。しかしやっぱり政治の状況との兼ね合いもある。それで判断なくちゃいかんと思う。私はこの空気の中でまずいなと思います。そうすると、9条を変えていこうというんじゃなくて、21世紀の軍隊を変えていく方向で考えたらどうだろう。憲法を変えるんじゃなくて、軍隊のあり方を変える。自衛隊のあり方を変えるということに知恵を出して考えたらいいんじゃないか、ということです。

例えば国際緊急援助隊というのがあります。要するに軍隊というのは昔からお助け部隊なんです。自衛隊のお助け部隊的な要素を徹底的にどうやって出していくかという考え方です。

21世紀の安全保障というのは非常に問題になっていて、人間の安全保障ということも問題になってきています。それからもう一つは、いわゆる「パックスアメリカーナ」が、どういう形で収束するのかしないのか。これはイラクが一つのモデルになると思います。それからもう一つは核の管理の問題ですね。こういう問題を引くくめて考えたら、早急に自衛隊を変えるという方向じゃなくて、自衛隊はもっと

お助け部隊的に変えていったらどうかと考えるんですが、いかがですか。

憲法は宗教ではない

大沼 いまのご意見は、私からいわせていただくと、典型的な護憲派のご意見だろうとかがいました。私は、率直に申しあげて、そういう形の護憲派の論理は、もう維持できないし、すべきでもないのではないか。そう思っております。護憲派は、憲法というものをほとんど宗教の域に高めて至上価値化してきました。我々はそのことの問題性を考えるべきではないか。国際社会は、残念ながらそれほど立派な世界ではありません。人間の安全保障ということも、世界の軍事的な問題は、ずうっとこれから残ります。自衛隊をお助け部隊にしようがしまいが、世界ではジェノサイドは起こります。それを我々は放置していいのか、という問題もずっと問われ続けます。護憲派は、これまでそういう現実からこれまであまりにも目を背けてきたのではないかと、私は考えています。

それからもう一つ。大きな流れがあるから憲法を変えることはやるべきではない、とおっしゃいました。私も、小泉政権、あるいはその小泉政権の方針を受け継ぐような政権のもとでの改憲には反対である、とはっきり申しました。

他方において、私が実は護憲的改憲論--そういう名前を出しませんでしたが一の最初の論文を発表したのが1993年、いまから13年前のことです。この13年の間にはもうすこし憲法改正についていい政権もあったわけです。例えば村山政権のときであれば、まわりの国々の受け入れ方も違っていただかもしれない。

そういう時代にも、護憲派の皆さんはまだ早いというふうにおっしゃっていた。ではいつになったらいいのか。先ほど申しましたように、いまの憲法がいかにすぐれているかといって、1世紀も2世紀も3世紀も変えないで済むという話ではないのではないかと。護憲派の人は、一体、いつ、どのように変えればいいのか、その見通しを示さない議論というのもしがちなものか、とも思います。私はそういう意味で、典型的な護憲派の議論というものは、今日で

はもはや維持できないし、維持すべきでもないと思います。

高橋(毎日放送) 戦争責任を認める形の9条についてなのですが、自民党の改憲論の9条と、戦争責任を認める先生の論とは、どこが一番違うんでしょうか。

9条と戦争責任

大沼 自民党の中の改憲論にもいるんな改憲論があって、この間、舛添議員がまとめた改憲論は、むしろ、中曽根さんの文化的伝統の議論などを抑えて、できるだけ広範なコンセンサスをとれるような形でまとめたわけですね。

ただ、私が典型的にイメージしている旧来の改憲論というのは、先ほどの講演の繰り返しになりますけれども、憲法9条というのは、要するに甚だ非現実的で、平和ぼけの原因となってきたという議論ですね。日本がやった戦争は、必ずしも侵略とはいえない、欧米の植民地に対抗する解放戦争だったという主張。そういう典型的な一つの議論があるわけですね。私は、そういう議論には全く与みしない。私は、前の戦争が侵略戦争であったことは、国際的にも、歴史学的にも疑問の余地のなく明らかなことだと思っています。

私とは自民党政権に対するスタンスがやや違うけれど、北岡教授--いまの国連大使ですけれども--あるいは五百旗頭教授、そういった方々にしても、あるいは自民党のかなりの方々は、そういう点では全く私と意見は同一ですね。つまり、1931-45年の戦争は間違いなく日本の侵略戦争であった。それを踏まえたうえで9条を変えていくかどうかということなのです。

ですから、同じ9条を変えるにしても、9条というのは全くの絵空事であって、日本がやった戦争は侵略戦争ではなかったんだという前提のもとに9条を変えるのと、日本がやったのは間違いなく侵略戦争であって、9条は、そういう侵略をやった日本が国際社会で生きてい戦後くうえで極めて重要な意味を持つ、その意味で極めて現実主義的な意義のある条文だったんだ、その意義を認めたくえで変えるん

だという変え方とでは、非常に大きな違いがあると思います。私の改憲論が旧来の改憲論とは違うのはそういうことです。歴史認識において、旧来の改憲論とは私は根本的に違うわけです。

司会 先ほどの話で、先生が「村山政権のときだったら改憲してもよかったんじゃないか」といわれたところが、気になったんですけれども、私の認識では、確かに近い将来、改憲がないとはもちろんいえません。難しいと思うんですけれども、その条件というのは、侵略戦争といえますか、歴史認識において非常に道義性の高い認識を示した、ということが条件であるというのも一つの側面でしょうけれども、より重要なことは、安全保障条項の9条を変えていくとすれば、国際政治の現実、むしろアメリカ帝国に振り回される条件が整うわけですから、それとしかにタフに切り結べるだけの政治的な成熟を日本が持てるかということが最大の条件である。そうしますと現政権は、米軍再編一つまとめられない、最も防衛政策に精通している若手のホープ前原(民主党代表・当時)氏は、にせメール問題でフラフラであると。こういう未熟な政治状況において、改憲というようなことに直面した場合に、一体どういうふうになら引き回されるかという不安が非常に大きいのではないかと思います。

そういう意味で、村山政権のときに改憲というのは、これちょっと違うんじゃないかなと思うんですが、そこはいかがでしょう。

大沼 私も、村山政権のもとで実際に改憲ができたとか、すべきであったなどというような踏み込んだことをいったつもりはありません。いま、山田さんがおっしゃったことには、私も全く同感でして、やはり9条を変えていくうえで一番重要なのは、日本が主権国家としてみずからの軍事面でのあり方というものを主体性を持って決めることができる、そういう政権とそれを支える国民の成熟がなければならぬと思います。

私は、ずっと戦争責任のことをいい続けて、書生っぽの議論だとか、過度に道徳主義的な議論だという批判を受けてきたんですが、決してそうではないと自負しています。つまり、先ほど私が繰り返したように、憲法9条というのは、侵略をやった日本が戦後の国際社会で生き延びるための条件だったわけです。そういう極めてリアリスティックな条文が憲法9条だった。

日本が戦争責任を認めるということは、道義的に高い日本をつくるために重要な条件であると同時に、日本が中国と対等に渡り合える、日本が国際社会の中でさまざまなカードを切ることができる、というための条件であるわけですね。

私は、10年ほど前に『諸君!』に書いたことがあるんですけれども、そこで私がいていたことは、こういう戦争責任の問題をいつまでも引きずっていると、日本は常任理事国にもなれないし、日本がさまざまな意味での外交上の行動の自由を失うことになる、ということをしていているわけです。10年前に私がいていたことが残念ながら今回、安保理の常任理事国になる試みの失敗という形で露呈してしまっただけですね。政治の主流が、戦争責任の問題などは倫理主義的、道徳主義的な問題だ、ほっといていいではないか、というようなセンスでいたからこそ、結局ああいう体たらくになったということなのではないか。

小泉政権は一方で「靖国参拝」をやりながら、常任理事国になろうとしている。そんなアクロバティックなことはできっこない。そういうリアリズムの欠如だと思います。そうした成熟のなさがやっぱり一番困ることである。それは全くおっしゃるとおりだと思います。

文責：編集部